



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

年金支払特約付き保険契約に係る支払請求権の評価

～旧相続税法24条の定期金給付契約に関する権利～

課税実務では、年金の方法により支払いを受けることが定められた生命保険契約で、相続開始の時に、年金の種類・支払期間等が定められていない場合、その保険金の支払請求権（受給権）については、定期金給付契約に関する権利（相法24）の評価は適用されず、一時金で支払いを受ける場合の金額（相法22）により評価する取扱いになっていました。今回は、保険金受取人が相続開始後、受給開始前に年金の種類等を指定した場合でも、定期金給付契約に関する権利として評価することができると判断した判決をご紹介します。

（平成25年12月19日東京地裁・控訴・全部取消し・TAINSコード：Z888-1850）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

＜事案の概要＞

原告は、被相続人Aが生命保険会社B社との間で加入していた変額個人年金保険に係る死亡給付金支払請求権（本件受給権）について、相続税法（平成19年改正前）24条1項柱書きに規定する定期金給付契約に関する権利に該当するとして、同条1号（有期定期金）に規定する評価方法により、その価額を1,224万1,706円と評価し、相続税の申告をしました。これに対して、奈良税務署長は、相続の開始時点においては具体的な年金の種類や支払期間、年金基金充当額が定められておらず年金支払特約は締結されていなかったことになるから、本件受給権は定期金給付契約に関する権利に該当しないとして、その価額は保険金受取人（原告）が死亡給付金を一時金で受領した場合の金額3,600万円であるとする旨の更正処分等を行いました。

＜裁判所の判断＞

東京地裁では、次のとおり判断し、本件受給権は定期金給付契約に関する権利に該当するとして、納税者の主張を認め、更正処分等を取り消しました。

- ① 前提事実のとおり、Aは、保険申込書の「年金支払特約」欄の「付加します」に丸印を付しており、保険契約に係る保険証券の裏面には、「適用条項・特約」として「年金支払特約」との記載がされている。したがって、AとB社との間において、保険契約の締結に際して、特約条項にいう年金支払特約（本件特約）を付加する旨の合意がされたことは明らかができる。
- ② 保険契約者が年金の種類等及び年金基金充当額を定めずに、死亡給付金の支払事由発生後に保険金受取人が定めることとして、本件特約を締結したとしても、そのことを禁ずるべき特段の理由はないから、これらの事項が定まっていなかったことによって、Aによる本件特約の締結が否定されるとはいえない。
- ③ 本件特約は、死亡給付金を定期金の方法によって支払うことをその目的としたものであるということができ、その内容も抽象的で無限定とまではいえないから、本件特約が付された保険契約は、原告の権利取得との関係において、定期金給付契約に該当することができる。
- ④ 本件は、死亡給付金の支払事由が発生した後に原告が年金の種類等を指定することが予定されており、実際に相続開始後にそのような指定が行われた事案であり、相続開始後の事情を考慮して取得（相続開始）の時における財産の価額を決定するのが相当というべきである。
- ⑤ 本件受給権は、相続税法24条1項柱書きに規定する「定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利」に該当することができる。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

本判決の控訴審（平成26年9月11日東京高裁、情報公開により請求中）でも、同様の判断が下され、その確定により、国税庁HPでは、平成26年9月29日、お知らせ「年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いの変更について」を公表しています。

.....（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判14頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第255号（平成26年10月10日号）／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタニビル／TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628